

# あんしん交換保証利用規約

ソフトバンク株式会社

## 第1章 総則

### 第1条（規約の適用）

1. 本規約は、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「あんしん交換保証」（以下「本サービス」といいます。）の利用契約に適用されるものとします。
2. 当社は、当社所定の方法により会員に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は変更後の規約によります。

### 第2条（定義）

本規約において用いられる以下の用語は、それぞれ以下に記載する意味を有します。

- (1) 「本サービス」とは、接続機器が故障、破損、滅失等（以下「故障等」といいます。）、または盗難および紛失等が生じ、「違約金」もしくは「修理交換料金」の支払い義務が発生した場合に支払い義務を免除する保証サービスをいいます。
- (2) 「利用契約」とは、本サービスを利用するための契約をいいます。
- (3) 「申込者」とは、当社に利用契約の申し込みをした者をいいます。
- (4) 「会員」とは、当社との間で利用契約が成立した本サービスの利用者をいいます。
- (5) 「指定サービス」とは、当社が提供する SoftBank 光（後記第2条第8号に定義します。）、SoftBank Air（後記第2条第9号に定義します。）およびおうちのでんわ（後記第2条第10号に定義します。）をいいます。
- (6) 「指定サービス契約」とは、利用契約を締結する前提として必要となる、指定サービスに係る契約をいいます。
- (7) 「接続機器」とは、会員が指定サービスを利用するために必要な接続機器又は指定サービスに付随して利用する接続機器であって、当社が保証対象として別途指定するモデム等の機器をいいます。
- (8) 「SoftBank 光」とは、東日本電信電話株式会社および西日本電信電話株式会社の提供する光コラボレーションモデルを活用し当社が提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスおよびインターネット接続サービスの総称をいいます。
- (9) 「SoftBank Air」とは、Wireless City Planning 株式会社から AXGP 回線を借り受け、当社が提供する電気通信サービスおよびインターネット接続サービスをいいます。
- (10) 「おうちのでんわ」とは、当社が提供する固定電話と携帯電話のネットワークを利用した、固定 IP 電話(0AB-J 番号利用)サービスをいいます。

## 第2章 本サービスおよび利用契約

### 第3条（契約の単位）

会員は、指定サービス契約1つごとに1つの利用契約を締結することができるものとします。

#### 第4条（利用契約の申し込み）

1. 本サービスの利用契約の申し込みは、予め本規約に同意の上、当社所定の方法により行うものとします。
2. 本サービスの利用契約の申し込みは、指定サービス契約の申し込み、接続機器の機種変更の申し込み、または接続機器の追加のレンタル契約の申し込みと同時にのみ、行うことができます。

#### 第5条（利用申し込みの承諾）

1. 申込者が前条に規定する利用申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した場合、以下に定める日に成立するものとします。
  - (1) SoftBank 光の利用契約の申し込みと同時に本サービスに申し込む場合、SoftBank 光の契約成立日（SoftBank 光サービス規約第12条1項に定義）に成立するものとします。
  - (2) SoftBank Air、おうちのでんわの利用契約の申し込みと同時またはAir ターミナルの機種変更の申し込みと同時本サービスに申し込む場合、接続機器またはUSIMを受領したことを当社が確認した日に成立するものとします。
  - (3) 指定サービスの会員が、接続機器の追加のレンタル契約の申し込みと同時に本サービスに申し込む場合、下記のいずれかを契約成立日とします。

同時契約したレンタル機器	契約成立日
光BBユニット	機器を受領したことを当社が確認した日
メッシュWi-Fiルーター	
ホームゲートウェイ (N)	当社が各接続機器を提供するオプションサービスの利用が可能であることを確認した日
無線LANカード (N)	

2. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 本サービスの利用契約申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、または記載漏れがあったとき。
  - (2) 申込者が成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、申し込みの手續が成年被後見人によって行われておらず、または申し込みの際に保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかったとき。
  - (3) 申込者および支払者が、現に当社または当社が別途「プライバシーポリシー」においてパーソナルデータを当社と共同利用する者または第三者提供先として定めた会社の提供する他のサービスの料金等の支払いをなさずまたは遅延しているとき。
  - (4) 過去に不正使用などにより利用契約若しくは指定サービス契約を解除されていることまたは本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用を停止されていることが判明したとき。
  - (5) その他当社が適当でないと判断するとき。
3. 利用申込の承諾後であっても、申込者が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合、当社はその承諾を取り消すことができます。

## 第6条（契約事項の変更）

会員は、利用契約の申込時に当社へ届け出た内容に変更があった場合には、速やかにその旨を当社所定の方法により当社に届け出るものとします。

## 第7条（本サービス）

1. 当社は、本サービスを日本国内においてのみ提供します。
2. 当社は会員に対し、接続機器（ただし、利用契約に紐づく指定サービスに係る接続機器に限ります。以下、本条において同じ。）の故障等、ならびに盗難および紛失等に対する保証サービスを提供します。
3. 当社が会員に対し提供する本サービスの内容は、以下の通りとします。
  - (1)当社よりレンタルしている接続機器が故障等し、会員が当社より正常に動作する接続機器の提供を受け、会員に当社が別途定める「修理交換料金」の支払い義務が発生した場合、当該支払い義務を免除します。ただし、接続機器の返還義務が生じたにもかかわらず会員が接続機器を返還しなかった場合の「違約金」は本サービスの対象外とします。
  - (2)当社よりレンタルしている接続機器の盗難・紛失が生じ、会員に「違約金」の支払い義務が発生した際に、会員が盗難紛失届または罹災証明書を当社に提出した場合は、当該支払い義務を免除します。
  - (3)会員が購入した接続機器が故障等し、会員が当社より正常に動作する接続機器の提供を受け、会員に当社が別途定める「修理交換料金」の支払い義務が発生した際に、当該支払い義務を免除します。ただし、接続機器の返還義務が生じたにもかかわらず会員が接続機器を返還しなかった場合の「違約金」は本サービスの対象外とします。なお、会員が購入した接続機器の盗難・紛失が生じた場合については、本サービスの適用はありません。
4. 以下に該当する場合は、適用されません。
  - (1)本サービスを適用した接続機器を6ヵ月以内に再度故障、盗難および紛失等した場合
  - (2)過去に未返却の故障接続機器がある場合
  - (3)製造中止等の理由により保証対象外と指定した接続機器の場合
  - (4)合理的な理由に基づき虚偽申告であることが疑われる場合
  - (5)前各号のほか、合理的な理由に基づき本サービスの適用が不適切又は不相当であると認められる場合

## 第8条（会員の責任）

会員は、会員として有する権利を第三者に使用させたり、貸与や譲渡したり、担保に供するなどいかなる処分もしてはならないものとします。

## 第3章 利用料金等

### 第9条（利用料金）

1. 本サービスの課金開始日は、以下各号に定めるとおりとします。
  - (1) 指定サービスの利用契約の申し込みと同時に本サービスに申し込みした場合、指定サービ

スの課金開始日と同日とします。

- (2) 接続機器の機種変更の申し込み、または接続機器の追加のレンタル契約の申し込みと同時に本サービスに申し込みした場合、本サービスの契約成立日と同日とします。
2. 本サービスの課金開始月および終了月の利用料金は、原則として月額利用料金をお支払いいただくものとし、日割課金は行いません。
3. 当社は、料金等その他利用契約に基づき当社が会員に対して有する債権の請求および受領行為を第三者に委託できるものとします。

## 第10条（利用料の支払方法）

本サービスにかかる利用料を支払う場合に、料金の計算方法、支払方法、延滞利息および解約時の取扱い等については「SoftBank 光サービス規約」または「SoftBank Air サービス規約」「無線利用型 IP 電話サービス契約約款」の定めによるものとします。

## 第4章 サービスの利用停止等

### 第11条（禁止事項）

会員は、本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスを自己使用以外の商用その他不正の目的をもって利用すること
- (2) 本サービスに関連して使用される当社または第三者の著作権、商標権その他一切の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (3) 本規約に反する行為
- (4) その他当社が合理的根拠に基づいて、不適切・不相当と合理的に判断する行為

### 第12条（本サービスの利用停止）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前の通知または催告をすることなく、本サービスの利用を停止することがあります。
  - (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わないとき。
  - (2) 本サービス利用料金の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジット会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。
  - (3) その他本規約のいずれかの条項に違反したとき。
  - (4) 当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。
  - (5) その他、本サービスの利用にあたり、当社が合理的な根拠に基づいて、不適切・不相当と認められる行為と合理的に判断した場合。
2. 本条に基づき本サービスの利用が停止された場合であっても、利用契約が解除されるまでの間については、会員はサービス利用料金の支払い義務を免れないものとします。また、当社は、本条に基づく本サービスの利用停止により会員に発生した損害について、一切責任を負わないものとします。

## 第5章 契約の解除

### 第13条（会員が行う契約の解約）

1. 会員が利用契約を解約しようとする場合、当社所定の方法により解約を申し入れるものとします。解約の効力発生日は、解約の意思表示が当社に到達した日が属する月の末日（以下「解約成立日」といいます）とします。
2. 会員は、解約の意思表示が当社に到達した日より解約成立日までの間に、解約の意思の撤回をすることができるものとします。
3. 会員は、解約成立日が属する月の基本料金を支払うものとします。
4. 会員は、解約成立日までの間は、本サービスの利用ができるものとします。

### 第14条（当社が行う契約の解除）

1. 当社は、本規約第12条第1項に基づき本サービスの利用停止を受けた会員が当社から期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、なおその事由が解消されない場合には、利用契約を解約できるものとします。
2. 前項に係らず、当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、利用停止せずに、利用契約を即時解除できるものとします。なお、この場合、会員が当社の提供する他のサービスを利用している場合には、当社は当該サービスの利用契約についても同様に解除できるものとします。
  - (1)本規約または当社の提供する他のサービス規約の一に違背する行為があり、催告を受けたにもかかわらず相当期間内に是正されなかった場合。
  - (2)会員によるご利用が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼす場合。
  - (3)料金等の支払債務の履行遅延または不履行があり、催告を受けたにもかかわらず相当期間内に是正されなかった場合。
  - (4)会員が死亡したことを当社が知った場合
  - (5)指定サービスの利用契約が終了した場合
  - (6)その他、合理的な理由に基づき、会員として不適切・不相当と認められる場合
3. 利用契約が解除された場合、会員は、利用契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。

## 第6章 その他

### 第15条（本サービスの中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、本サービスの一部または全部を中断することがあります。
  - (1)火災、停電、天災等の不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合。
  - (2)当社が合理的根拠に基づき運用上あるいは技術上本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により本サービスの提供が困難と合理的に判断した場合。
2. 前項に基づく中断により、会員が損害を被った場合、当社の責めに帰すべき事由がある場合

をのぞき、当社はその責任を負いません。当社の責めに帰すべき事由がある場合の当社の損害賠償責任は、当社に故意または重大な過失がある場合をのぞき、本サービスの利用料金の1ヶ月分を上限とします。

#### **第16条（本サービスの変更）**

1. 当社は、自らの判断により本サービス会員に予め通知することなく、本サービスの全部または一部の変更または追加ができるものとします。
2. 当社は、本サービス会員に対して通知することにより、本サービスの全部または一部を終了させることができるものとします。かかる終了について、当社は本サービス会員その他の第三者に対して、いかなる責任も負担しないものとします。

#### **第17条（責任の制限）**

1. 本サービスの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により、会員が本サービスを利用し、または利用することができず、これにより会員に損害を与えた場合、当社は会員が当該事由に基づき直接かつ現実に被った損害に限り賠償いたします。ただし、当該損害の原因になった本サービスについて会員が直前の1年間（会員の当該本サービスの利用期間が1年間に満たない場合は、実際の利用期間）に当社に支払ったサービス利用料金を損害賠償額の上限とします。
2. 会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、前項に規定する損害賠償の制限規定は適用されないものとします。
3. 本サービスをご利用中に当社が会員に損害を与えた場合で、当社が当該損害の発生を事前予期できない場合については、その責を負わないものとします。ただし、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。
4. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。

#### **第18条（利用契約終了後の措置）**

事由の如何を問わず、利用契約が終了した場合における本サービス利用中に係る会員の一切の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

#### **第19条（通知・連絡等）**

1. 当社は、会員への通知・連絡等を電子メールの送付、または当社 Web サイトへの掲載にて行うことがあります。
2. 会員は、随時、当社 Web サイトを閲覧し、当社からの通知・連絡等を確認するものとします。
3. 本規約に基づいて当社が会員に対する通知を行うことを要する場合、当社は、通知すべき内容を当社の Web サイト上に掲示することにより、当該通知に代えることができるものとします。
4. 会員が当社 Web サイトを確認したか否かに関わらず、当社が Web サイト上に通知・連絡等を

掲載してから 24 時間を経過した場合、全ての会員に対し、通知・連絡等がなされたものとみなされるものとします。

#### **第 20 条（第三者への委託）**

当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

#### **第 21 条（パーソナルデータの取り扱い）**

当社は、会員および申込者のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

#### **第 22 条（準拠法）**

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

#### **第 23 条（管轄裁判所）**

会員と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

### **第 7 章 まとめて保証特典に関する特約**

#### **第 24 条（まとめて保証特典）**

1. 下記の全ての条件を満たす会員は、おうちのでんわに係る本サービスの利用料を無料とします。本項に基づく特典は、会員に SoftBank Air との組み合わせで「でんわまとめて割」が適用されていることを当社が確認した日が属する月から適用します。ただし、本条第 2 項に基づく特典の適用を受けている会員が、SoftBank Air 又はおうちのでんわについて本サービスの利用契約を追加で締結した場合は、当該利用契約の締結日を、本項に定める特典の適用開始日とします。
  - (1) 会員が SoftBank Air 及びおうちのでんわをいずれも契約していること。
  - (2) 会員に SoftBank Air との組み合わせで「でんわまとめて割」が適用されていること。
  - (3) SoftBank Air 及びおうちのでんわのいずれについても本サービスの利用契約を締結していること。
2. 下記の全ての条件を満たす会員には、本サービスの利用契約を締結していない SoftBank Air またはおうちのでんわに係る接続機器にも本サービスを適用します。本項に基づく特典の適用開始日は、会員に SoftBank Air との組み合わせで「でんわまとめて割」が適用されていることを当社が確認した日とします。ただし、前項に基づく特典の適用を受けている会員が、SoftBank Air 又はおうちのでんわについて本サービスの利用契約を解約した場合は、当該利用契約の解約日の属する月の翌月から、本項に定める特典を適用します。
  - (1) 会員が SoftBank Air 及びおうちのでんわをいずれも契約していること。
  - (2) 会員に SoftBank Air との組み合わせで「でんわまとめて割」が適用されていること。
  - (3) SoftBank Air 又はおうちのでんわのいずれか一方について本サービスの利用契約を締結していること。

## 第 25 条 (特典適用終了)

1. 会員が SoftBank Air またはおうちのでんわに係る契約を解約した場合、その解約日が属する月の末日をもって、本規約第 24 条第 1 項及び第 2 項に基づく特典の適用を終了します。
2. SoftBank Air との組み合わせでの「でんわまとめて割」の適用が終了した場合または「でんわまとめて割」の適用が終了した場合、「でんわまとめて割」の適用が終了した日が属する月の末日をもって本規約第 24 条第 1 項及び第 2 項に基づく特典の適用を終了します。
3. 本規約第 24 条第 2 項に基づく特典の適用を受けている会員が、SoftBank Air 又はおうちのでんわについて本サービスの利用契約を追加で締結した場合、当該利用契約の締結日の前日をもって第 24 条第 2 項に基づく特典の適用を終了します。
4. 本規約第 24 条第 1 項に基づく特典の適用を受けている会員が、SoftBank Air 又はおうちのでんわについて本サービスの利用契約を解約した場合は、当該利用契約の解約日の属する月の末日をもって第 24 条第 1 項に定める特典の適用を終了します。

(2024 年 2 月 14 日制定)

(2024 年 3 月 4 日改定)